特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札実施要領

平成 19 年 6 月 22 日総 務 第 3 1 8 号

[沿革] 平成 24 年 11 月 21 日付け総務第 208 号全部改正、平成 25 年 3 月 26 日付け総務第 341 号一部改正、平成 27 年 3 月 31 日総務第 286 号一部改正、平成 28 年 3 月 31 日総務第 244 号一部改正、平成 29 年 5 月 19 日付け総務第 46 号一部改正、平成 30 年 3 月 30 日付け総務第 210 号一部改正、平成 31 年 3 月 28 日付け総務第 236 号一部改正、令和 3 年 3 月 8 日付け出総第 340 号一部改正、令和 4 年 3 月 17 日付け出総第 349 号一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2 この要領において使用する用語は、特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約 に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程(平成8年岩手県告示第427号。以下「規 程」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当 該各号に定めるところによる。
- (1)特定調達契約に係る一般競争入札 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札をいう。
- (2)政令 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)をいう。
- (3)法 建設業法(昭和24年法律第100号)をいう。
- (4)請負資格区分 入札公告に示す県営建設工事の請負契約に必要な建設工事の種類をいう。
- (5)資格登録者 規程第3条第2項の審査を受け、請負資格区分の資格基準に適合すると認められている者をいう。
- (6)特定県営建設工事 特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程(平成8年岩手県告示第428号。以下「JV規程」という。)第2条第2号に規定する特定県営建設工事をいう。
- (7)特定共同企業体 JV規程第4条第1項の規定に基づき、特定県営建設工事の施工を共同で行うことを目的としてその施工の都度結成する企業体をいう。
- (8)措置基準 県営建設工事に係る指名停止等措置基準 (平成7年2月9日付け建振第 281 号)をいう。
- (9)電子入札 入札案件の登録から落札者の決定までの事務について、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理するシステムにより執行する入札をいう。
- (10)紙入札 書面(紙媒体)により執行する入札をいう。
- (11) 入札情報公開サービス 発注情報、入札契約結果等の情報をインターネット上で公開す

るシステムをいう。

(入札参加資格)

- 第3 入札参加資格は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1)政令第167条の4第1項及び第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2)法第3条第1項の規定による許可を受けている者であること。
- (3)法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (4)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと
- (5)破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6)岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団、 同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (7)資格登録者であること。
- (8)特定調達契約に係る一般競争入札に参加するための申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から措置基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (9)特定調達契約に係る一般競争入札に参加しようとする者のうちに資本関係又は人的関係 がある者がいないこと(資本関係又は人的関係がある者同士が、1つの特定共同企業体を 任意に結成している場合を除く。)。
- (10)入札公告に示す工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。
- (11) 特定調達契約に係る一般競争入札に参加するための申請書の提出の日から落札決定の 日までの間に、請負資格区分について、法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定に基づき営業 の停止(対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。) を命ぜ られていないこと。
- (12)入札公告に示す工事と同種の工事の施工実績(入札参加資格としているものに限る。)がある者であること。
- (13)入札公告に示す工事の工事現場に配置を予定する主任技術者等が適正な者であること。
- (14)請負資格区分の経営事項審査の総合評定値が一定の点数以上の者であること。
- (15)入札公告に示す工事が大規模構造物の工事、特殊な作業条件下の工事等であって高度な施工技術を必要とする工事の場合は、施工計画が適正な者であること。
- 2 前項に定めるもののほか、必要な入札参加資格は、工事ごとに規程第 11 条第 1 項に規定 する一般競争入札審議会(以下「審議会」という。)に審議させたうえで知事が定めるもの とする。ただし、直近の既に審議した同種工事等と同様の入札参加資格を設定する場合は、 審議会による審議を省略できるものとする。

(入札公告)

第4 知事は、入札公告を会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第108条の3の規定により読み替えられた同規則第93条の規定により、岩手県報に登載して行わなければならない。

- 2 前項の入札公告の内容は、特定調達契約に係る一般競争入札標準公告例(別記1)によるものとする。
- 3 知事は、第1項によるほか、入札公告を入札情報公開サービスに掲載するものとする。 (入札参加申請)
- 第5 特定調達契約に係る一般競争入札に参加することを希望する者は、特定調達契約に係る一般競争入札参加申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を入札公告で指定する 提出期間に知事に提出しなければならない。
- 2 特定共同企業体により特定調達契約に係る一般競争入札に参加することを希望する者は、 前項の申請書と同時に次の書類を申請期限までに知事に提出しなければならない。
- (1) J V 規程に規定する特定県営建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書
- (2)特定共同企業体協定書の写し
- 2の2 特定共同企業体の構成員は、当該特定共同企業体以外の特定共同企業体の構成員と して同一の特定調達契約に係る一般競争入札に参加することはできない。

(入札説明書の交付等)

- 第6 知事は、特定調達契約に係る一般競争入札に参加することを希望する者に入札公告日から提出期間の最終日(以下「申請期限の日」という。)までの間、入札情報公開サービスにより、入札説明書を交付する。
- 2 前項の入札説明書は、特定調達契約に係る入札説明書例(別記2)によるものとする。
- 3 知事は、特定調達契約に係る一般競争入札に参加することを希望する者に第1項の入札 説明書の交付とともに、次に掲げる書類を交付する。
- (1)入札公告の写し
- (2)特定調達契約に係る一般競争入札心得例(別記3)
- (3)契約書案
- (4)設計図書及び仕様書
- (5)施工計画書作成資料(入札公告において、施工計画書を入札参加資格として指定した場合に限る。)

(入札参加資格の確認)

第7 知事は、入札参加資格について、入札書を提出する前と開札後に確認を行うものとする。

(入札書を提出する前の入札参加資格の確認)

- 第8 入札書を提出する前の入札参加資格の確認については、第3第1項第7号から第9号まで及び特定共同企業体による入札参加のときは第5第2項の2を申請期限の日を基準日として確認し、その結果を申請期限の日の翌日から起算して10日以内に申請書を提出した者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。
- 2 前項による確認の結果は、落札決定前は公表しない。
- 3 申請者が申請期限の日において、資格登録者となっていないときは、知事は、資格登録 者となることを条件として、第1項の入札参加資格の有無について確認を行う。
- 4 前項による確認で入札参加資格があるとされた者が、開札の日時までに、資格登録者となっていないときは、知事は、その入札参加資格があるとした確認を取り消す。

(特定共同企業体の入札書を提出する前の入札参加資格の確認に関する特例)

- 第9 知事は、申請者が特定共同企業体の場合であって、申請日から開札までの間に、当該 特定共同企業体の構成員が、次のいずれかに該当する者となった場合は、当該特定共同企 業体は別に定めるところにより、当該構成員に代わる構成員を補充したうえで、入札参加 申請を再度行うことを認めることができる。ただし、再度の申請書等の提出に係る確認を 行ういとまがないときは、当該特定共同企業体の入札参加資格を認めないことを妨げるも のではない。
- (1)政令第167条の4第1項及び第2項各号の規定のいずれかに該当する者
- (2)法第3条第1項の規定による許可が失効した者
- (3)民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立て がなされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。) 又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申 立てがなされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を 除く。)
- (4)破産法に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続開始の申立てがなされている者
- (5)措置基準に基づく指名停止の措置を受けた者
- (6)請負資格区分について、法第28条第3項又は第5項の規定に基づき営業の停止(対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。)を命ぜられた者にあっては、当該営業の停止の期間が経過していない者

(入札書を提出する前に入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

- 第10 入札書を提出する前に入札参加資格がないと認められた者は、岩手県の休日に関する 条例(平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除き、 第8第1項の通知期限の日の翌日から起算して、7日以内に書面により知事に対してその 理由の説明を求めることができる。
- 2 知事は、前項により説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。 (苦情処理手続)
- 第 11 入札手続に関して苦情がある者は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成 8 年岩手県告示第 215 号)に基づき、岩手県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

(工事費内訳書の作成)

第12 第8第1項の確認により入札参加資格があるとされた者(同第3項によるものを含む。 以下「入札参加者」という。)は、入札書に記載する入札金額に係る数量、単価及び金額を 明らかにした工事費内訳書を作成したうえで、入札書を作成しなければならない。

(入札書の提出等)

- 第 13 入札参加者は、第 12 で作成した工事費内訳書を入札書に添付して、入札公告で定める入札日時に知事に提出しなければならない。
- 2 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書中の工事価格が一致しない場合は、当該入 札を無効とする。ただし、工事価格の端数処理について、千円未満の端数処理としている ときは、当該入札を無効としない。

- 3 入札の方法は、特定調達契約に係る一般競争入札心得例(別記3)により定める。 (入札関係書類の提出方法等)
- 第 14 特定調達契約に係る一般競争入札に参加することを希望する者は、第 5 第 1 項(特定 共同企業体による入札参加のときは第 2 項に掲げる書類を含む。以下第 14 において同じ。) に掲げる書類を電子ファイルにより、岩手県電子入札システム(以下「電子入札システム」 という。)を利用して提出しなければならない。
- 2 特定調達契約に係る一般競争入札に参加することを希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを利用することができない場合であって、知事から承諾を得たときは、前項の定めにかかわらず、紙入札として書面により第5第1項に掲げる書類を持参又は書留郵便により提出することができる。
- 3 知事に提出された第5第1項に掲げる書類は、返却しない。また、それら書類の申請期限を経過しているときは、差し替え又は再提出を認めない。
- 4 入札参加者は、入札書及び工事費内訳書を電子ファイルにより、電子入札システムを利用して提出しなければならない。
- 5 入札参加者は、やむを得ない事情により電子入札システムを利用することができない場合であって、知事から承諾を得たときは、前項の定めにかかわらず、紙入札として書面により入札書及び工事費内訳書を持参又は書留郵便により提出することができる。
- 6 第2項により第5第1項に掲げる書類を提出し入札参加者となった者は、紙入札として 書面により入札書及び工事費内訳書を持参又は書留郵便により提出しなければならない。 また、第9前段の定めにより入札参加資格を認められた特定共同企業体も同様とする。
- 7 入札参加者は、一度提出した入札書及び工事費内訳書を書換え、引換え、又は撤回する ことができない。
- 8 期限を過ぎて到着した入札書及び内訳書は、理由の如何にかかわらず受け取らない。
- 9 知事は、入札を執行するために必要と認めるときは、第1項又は第4項の定めにかかわらず、紙入札に切り替える指示を行うことができる。

(設計図書等に関する質問)

- 第 15 特定調達契約に係る一般競争入札に参加することを希望する者は、設計図書等に関する質問がある場合は、休日を除き入札日の7日前までに書面により知事に申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の質問及び回答について、休日を除き入札日の2日前までに書面又はホームページ若しくは入札情報公開サービスにより特定調達契約に係る一般競争入札に参加することを希望する者に周知するものとする。

(入札不参)

- 第 16 入札参加者は、やむを得ない事情により特定調達契約に係る一般競争入札に参加できない場合は、当該特定調達契約に係る一般競争入札に参加しないことができる。
- 2 前項の場合において、入札参加者は知事に対して事前に申し出ることを要しないものと する。
- 3 知事は、必要に応じ、開札後に入札参加者が特定調達契約に係る一般競争入札に参加しなかった理由について調査するものとする。

(現場説明)

第17 現場説明は行わないものとする。ただし、現場説明を行う必要があるときは、知事は 入札公告にその日時及び場所等を指定するものとする。

(開札)

- 第 18 開札は、入札公告に示す日時及び場所において、知事が入札執行者に行わせるものと する。
- 2 開札は公開とし、希望があれば入札参加者その他の者の立会いを認めるものとする。
- 3 紙入札として書面により入札書を提出した入札参加者が開札に立ち会わないときは、知 事は、当該入札事務に関係のない職員をその開札に立ち会わせるものとする。
- 4 知事は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者(以下「落札候補者」という。)が複数いる場合は、電子入札システムに装備されている電子くじ(以下「くじ」という。)により、入札参加資格を確認する順位を決める。
- 5 知事は、落札候補者の具体の入札参加資格を確認するため、落札決定を保留する旨を入 札参加者に通知(以下「保留通知」という。)しなければならない。
- 6 前項の保留通知については、次の各号に定めるとおりとする。
- (1)調査基準価格に満たない価格をもって入札書を提出した者(以下「低入札者」という。) がいない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格から3番目の価格までの入札者を 入札価格が低い順に公表し、落札候補者の入札参加資格の確認を行ったうえで、後日落札 者を決定する旨を入札参加者に通知するものとする。
- (2) 低入札者がいる場合は、低入札者及び低入札者ではない者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を50音順に公表するとともに、落札候補者の入札参加資格の審査後に低入札価格調査制度に関する事務処理要領(平成15年1月28日付け総務第1100号)による調査(以下「低入札価格調査」という。)をし、入札参加資格の確認を行ったうえで、後日落札者を決定する旨を入札参加者に通知するものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

- 第 19 知事は、落札候補者に対し、具体の入札参加資格を確認するため、次の各号に定める 書類(以下「入札参加資格確認書類」という。)の提出を指示しなければならない。
- (1)特定調達契約に係る一般競争入札参加資格確認調書(様式第2号)
- (2)建設業の許可を証明できる書類(建設業の許可通知書の写しなど)
- (3)経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- (4)入札参加資格で施工実績を求めている場合はそれを確認できる書類
- (5)入札参加資格で配置予定の技術者の資格、施工経験を求めている場合はそれらを確認で きる書類
- (6)施工計画書(入札公告において、施工計画書を入札参加資格として指定した場合に限る。)
- (7)前号までに掲げる書類のほか、知事が入札参加資格の確認に当たって必要として提出を 指示した書類
- 2 落札候補者は、入札参加資格確認書類の提出について知事から指示された日の翌日から 起算して2日目の日(休日を除く。)の午後5時までに入札参加資格確認書類を持参し、 知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、落札候補者が真にやむを得ない事情等にあり、入札参加資格確認書類を書留郵 便により提出することとした場合、それを拒まないものとする。このとき、落札候補者は、

知事から指示された日の翌日から起算して2日目の日(休日を除く。)の午後5時までに 到達するよう書留郵便により知事に提出しなければならない。

4 落札候補者が、前項の提出期間に入札参加資格確認書類を提出しない等、入札参加資格 の確認のために知事が行う指示に応じないときは、知事は当該落札候補者の入札参加資格 を審査せずに、その者の入札参加資格がないと認める。

(入札参加資格の審査)

- 第20 知事は、入札参加資格確認書類により落札候補者の入札参加資格を審査する。このとき、落札候補者が複数いるときは、第18第4項のくじの順位により入札参加資格を審査する。
- 2 知事は、前項の審査により落札候補者の入札参加資格がないと認められる場合は、次順位の者の入札参加資格確認書類により、次順位の者の入札参加資格を審査することとし、 その審査は入札参加資格があると認められる者に至るまで繰り返すものとする。
- 3 知事は、入札書を提出した者全ての入札参加資格を審査しても入札参加資格があると認められる者に至らなかったときは、その審査を終了する。
- 4 知事は、落札候補者から入札参加資格確認書類が提出された日から起算して原則として 3日(休日を除く。)以内に当該落札候補者の入札参加資格を審査するものとする。 (開札後の入札参加資格の確認)
- 第21 知事は、落札候補者の入札参加資格の審査の後(低入札価格調査を行った場合はその後)に、当該落札候補者の入札参加資格について、疑義が生じた場合は審議会に審議させたうえで、当該落札候補者の入札参加資格を確認するものとする。

(落札者の決定等)

- 第22 知事は、落札候補者の入札参加資格があると認められることを確認した場合は、その者を落札者として決定のうえ、入札参加者に対して通知するとともに、当該落札者に対しては、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。
- 2 知事は、入札書を提出した者全てについて、入札参加資格がないと認められることを確認した場合は、当該入札を取り止める。
- 3 知事は、落札候補者の入札参加資格を審査したかにかかわらず、入札参加資格がないと 認められることを確認した場合は、その入札参加資格がないと認めた理由を当該落札候補 者に対して、落札決定後速やかに通知するものとする。
- 4 知事は、低入札価格調査により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- 5 知事は、開札の結果、低入札者がいる場合は、低入札価格調査により失格とならなかった者を落札者として決定すること。

(入札参加資格がないと認められた落札候補者に対する理由の説明)

第 23 入札参加資格がないと認められた落札候補者は、休日を除き、第 22 第 3 項の通知日の翌日から起算して、7日以内に書面により知事に対してその理由の説明を求めることが

できる。

- 2 知事は、前項により説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。
- 3 知事は、第1項による説明を求められたことにより、第22第1項の指示が妨げられるものではない。

(入札の無効)

- 第24 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1)民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する入札
- (2)入札参加資格のない者のした入札
- (3)申請期限までに申請書を提出しない者のした入札又は入札参加資格の確認のための指示 に応じない者のした入札
- (4)同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5)一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札
- (6)公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を乱した者、不正な利益を得るため連合した 者その他の不正な行為により行われたと認められる入札
- (7)入札書に工事費内訳書の添付がない入札
- (8)入札書と工事費内訳書の金額が一致しない入札(工事価格の端数処理について、千円未満の端数処理としているものを除く。)
- (9)同一案件において、電子入札と紙入札を二重にした入札
- (10)入札書の提出後に、同一の技術者を重複して参加した他の工事の落札者となったことにより技術者を配置できなくなった入札
- (11)電子入札において、開札時まで有効な I Cカードを有しない者のした入札
- (12)電子入札において、入札執行機関の承諾を得ずに又は指示によらずに紙入札をした入札
- (13)電子入札において、入札参加者又は第三者によるかを問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (14)紙入札において、入札公告で示す提出期限までに到達しない入札
- (15)紙入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
- (16)紙入札において、入札書又は工事費内訳書に記名押印をしていない入札(外国人又は外国法人にあっては、代表者又は代理人本人の署名をもって記名押印に代えることができる。)
- (17)紙入札において、金額を訂正した入札
- (18)紙入札において、誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (19)特定共同企業体による紙入札であって、あらかじめ特定共同企業体の代表者に入札の権限に係る委任を行っている場合を除き、その特定共同企業体の構成員全員の記名押印がされていない入札
- (20)その他入札に関する条件に違反した入札 (落札者の公示)
- 第 25 知事は、落札者を決定したときは、会計規則第 108 条の 11 の規定に基づき、岩手県報により落札者の公示を行う。

- 2 前項の公示の内容は、落札者の公示例(別記4)によるものとする。
- 3 知事は、前2項によるほか、入札結果を落札決定の日の翌日(翌日が休日であるときはその休日を除く。)までに入札情報公開サービスに掲載するものとする。

(電子入札システムの利用)

第 26 特定調達契約に係る一般競争入札に当たっての電子入札システムの利用及び入札情報公開サービスに関し、この要領に定めるもののほか、電子ファイルの形式、運用時間、ICカードの取扱い等の詳細は、県営建設工事に係る電子入札実施要領(平成 17 年 1 月 12 日付け総務第 838 号)及び県営建設工事に係る電子入札運用基準(平成 17 年 1 月 12 日付け総務第 839 号)の関係する定めを適用する。

(電子入札システムによる通知)

- 第27 知事は、電子入札システムに備え付けられている書式により、次の各号に定める事項 を通知するものとする。ただし、紙入札とする者を除く。
- (1)第8の入札書を提出する前の入札参加資格の確認
- (2)第18第4項及び第5項の落札決定の保留
- (3)第22第1項による落札者の決定 (紙入札とする者に対する通知)
- 第 28 知事は紙入札とする者に対して、次の各号に定める事項を当該各号に定める様式により通知するものとする。
- (1)第8の入札書を提出する前の入札参加資格の確認 特定調達契約に係る一般競争入札参 加資格確認結果通知書(様式第3号)
- (2)第18第4項及び第5項の落札決定の保留 保留通知書(様式第4号)
- (3)第22第1項の落札者の決定 落札決定通知書(様式第5号) (入札参加資格がないと認められた落札候補者に対する通知)
- 第29 知事は、入札参加資格がないと認めた落札候補者に対する第22第3項の通知を開札 後の入札参加資格確認結果(資格不適格)通知書(様式第6号)により通知するものとす る。

(不正又は不誠実な行為の取り扱い)

- 第 30 特定調達契約に係る一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該 当するときは、入札参加資格を認めず、又は認めた入札参加資格を取り消すことがある。
- (1)不正又は不誠実な行為があること。
- (2)経営状況が著しく不健全であると認められること。
- (3)安全管理の状況が県営建設工事の受注者(以下「受注者」という。)として不適当であると認められること。
- (4) 労働福祉の状況が受注者として不適当であると認められること。
- (5) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受注者として不適当であると認められること。
- 2 この要領により知事に提出した書類に虚偽の記載をした者に対しては、措置基準に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。また、この要領以外の要領等により知事に提出した書類であって、入札参加資格の確認に際に使用する書類に虚偽の記載をした者に対しても同様とする。

3 落札決定後から工事請負契約の締結前までの間において、公正な入札が確保されていなかったことが判明した場合、落札者が入札参加資格を満たさなくなった場合は、当該工事請負契約を締結しないときがある。

(入札参加に要する費用)

- 第31 入札参加に要する費用は、特定調達契約に係る一般競争入札に参加することを希望する者の負担とし、入札が中止された場合であっても、その補償を請求することができない。 (補則)
- 第32 その他特定調達契約に係る一般競争入札に関し、この要領に定めのない事項について は、条件付一般競争入札の例によるものとする。

附 則 (平成19年6月22日付け総務第318号)

この要領は、平成19年7月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則 (平成 24年11月21日付け総務第208号)

この要領は、平成24年11月21日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則 (平成 25 年 03 月 26 日付け総務第 341 号)

- 1 この要領は、平成25年4月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。
- 2 この要領の適用の際にこの要領による改正前の県営建設工事の請負契約に係る一般競争 入札実施要領によりされた確認、審査その他の行為は、この要領による改正後の特定調達 契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札実施要領の定めによりされた 確認、審査その他の行為とみなす。

附 則(平成27年3月31日総務第286号)

この要領は、平成27年4月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則(平成28年3月31日総務第244号)

この要領は、平成28年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。

附 則 (平成 29 年 5 月 19 日総務第 46 号)

この要領は、平成29年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日総務第 210 号)

この要領は、平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則 (平成31年3月28日総務第236号)

- 1 この要領は、平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。ただし、表2 の項の改正部分は、平成31年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。
- 2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月8日出総第340号)

この要領は、令和3年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則 (令和4年3月17日出総第349号)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に提出する用紙について適用する。
- 2 改正後の要領の施行の際現に改正前の要領に基づいて作成した用紙がある場合において は、改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することを妨げ ない。